

特許庁中小企業応援宣言！



2023年4月版

2019年4月～ 中小企業等の料金減免制度のご案内

中小企業等の皆様が、特許庁に納付いただく
「出願審査請求料」
「特許料（第1年分から第10年分）」
「PCT国際出願に係る手数料」
が減免されます。

証明書類の提出も必要なく、簡単な手続で
申請できます。

中小企業※の特許料金が**1/2**に

小規模企業※・中小スタートアップ
企業※の特許料金が**1/3**に

福島浜通り等の中小企業の特許料金
が**1/4**に

料金減免制度の
詳細はこちら



(特許庁ホームページ)

料金減免制度に関する
ご質問・ご相談は

特許庁 総務部 総務課 調整班
03-3581-1101 内線2105
PA0260@jpo.go.jp

※大企業の子会社である中小企業は除きます。

中小企業

要件 1

①以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社であること

業種	従業員数	資本金額 又は出資総額
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種 (口からトまでに掲げる業種を除く。)	300人以下	3億円以下
ロ 卸売業	100人以下	1億円以下
ハ サービス業 (ヘ及びトに掲げる業種を除く。)	100人以下	5,000万円以下
ニ 小売業	50人以下	5,000万円以下
ホ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下	3億円以下
ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300人以下	3億円以下
ト 旅館業	200人以下	5,000万円以下

または

②以下のいずれかに該当するもの

- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会
- ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会又は酒販組合中央会※1
- ・特定非営利活動法人※2

要件 2

大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと※3

措置内容

＜国内出願＞

- 出願審査請求料 : **1/2**に軽減
特許料（1~10年）: **1/2**に軽減

＜PCT国際出願＞

- ※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。
- | | |
|-------------|---------------------------|
| 送付手数料・調査手数料 | : 1/2 に軽減 |
| 予備審査手数料 | : 1/2 に軽減 |
| 国際出願手数料 | : 納付金額の 1/2 相当額を交付 |
| 取扱手数料 | : 納付金額の 1/2 相当額を交付 |

※1 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるものに限ります。

※2 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が300人（小売業に属する事業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業に属する事業を主たる事業とする事業者については100人）以下のものに限ります。

※3 大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。

- ・ア、単独の大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
- ・イ、複数の大企業（要件1を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

研究開発に力を入れている中小企業

要件 1

中小企業 の 要件 1 を満たしていること

要件 2

以下の①～③のいずれかに該当するもの

①試験研究費等比率が収入金額の3%超

または

②以下のいずれかの事業等の成果に関する特許発明又は発明

(計画・事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたもの)

- ・SBIR制度の指定補助金等交付事業
- ・承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業
- ・廃止前の認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業（※）
- ・廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画における特定研究開発等（※）

または

③以下のいずれかの計画に従って承継した特許権又は特許を受ける権利に関する

特許発明又は発明

- ・承認経営革新計画
- ・廃止前の認定異分野連携新事業分野開拓計画（※）
- ・廃止前の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画（※）

措置内容

<国内出願>

出願審査請求料	: <u>1/2</u> に軽減	送付手数料・調査手数料	: <u>1/2</u> に軽減
特許料（1～10年）	: <u>1/2</u> に軽減	予備審査手数料 国際出願手数料 取扱手数料	: <u>1/2</u> に軽減 : 納付金額の <u>1/2</u> 相当額を交付 : 納付金額の <u>1/2</u> 相当額を交付

<PCT国際出願>

※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

※「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）」が令和2年10月1日に施行されたことに伴い、異分野連携新事業分野開拓計画及び中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の認定計画は経営革新計画に統合され廃止されました。なお、施行日（令和2年10月1日）時点上で記要件に該当する場合、施行日以降も引き続き、審査請求料、特許料（1～10年分）及びPCT国際出願に係る手数料の軽減措置を受けることができます。

小規模企業

- 要件 1** 従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の法人であること
- 要件 2** 大企業（中小企業の要件 1 を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないこと※1

措置内容

<国内出願>		<PCT国際出願>	
出願審査請求料	: <u>1/3</u> に軽減	送付手数料・調査手数料	: <u>1/3</u> に軽減
特許料（1~10年）	: <u>1/3</u> に軽減	予備審査手数料	: <u>1/3</u> に軽減
		国際出願手数料	: 納付金額の <u>2/3</u> 相当額を交付
		取扱手数料	: 納付金額の <u>2/3</u> 相当額を交付

※1 大企業（中小企業の要件 1 を満たす中小企業以外の法人）に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。
ア、単独の大企業（中小企業の要件 1 を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
イ、複数の大企業（中小企業の要件 1 を満たす中小企業以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

中小スタートアップ企業

- 要件 1** 設立後10年を経過しておらず資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること
- 要件 2** 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないこと※1

措置内容

<国内出願>		<PCT国際出願>	
出願審査請求料	: <u>1/3</u> に軽減	送付手数料・調査手数料	: <u>1/3</u> に軽減
特許料（1~10年）	: <u>1/3</u> に軽減	予備審査手数料	: <u>1/3</u> に軽減
		国際出願手数料	: 納付金額の <u>2/3</u> 相当額を交付
		取扱手数料	: 納付金額の <u>2/3</u> 相当額を交付

※1 大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。
ア、単独の大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
イ、複数の大企業（資本金額又は出資総額が3億円以下の法人以外の法人）が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

福島関連中小企業

要件 1

中小企業 の 要件 1 を満たしていること

要件 2

その特許発明又は発明が福島復興再生特別措置法第86条に規定する認定福島復興再生計画に基づき同法第7条第6項に規定する福島国際研究産業都市区域（浜通り地域等の15市町村）において行う事業の成果に係るものであること

要件 3

認定福島復興再生計画の期間の終了の日（2026年3月31日）から起算して2年以内に出願されたもの

措置内容

<国内出願>

出願審査請求料 : 1/4に軽減

特許料（1~10年） : 1/4に軽減

<PCT国際出願>

※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料 : 1/4に軽減

予備審査手数料

国際出願手数料

取扱手数料

: 1/4に軽減

: 1/4に軽減

: 納付金額の3/4相当額を交付

: 納付金額の3/4相当額を交付

法人税非課税中小企業

要件 1

資本金額又は出資総額が3億円以下の法人であること

要件 2

法人税が課されていないこと

要件 3

他の法人に支配されていないこと※1

措置内容

<国内出願>

出願審査請求料 : 1/2に軽減

特許料（1~10年） : 1/2に軽減

<PCT国際出願>

対象外

※1 他の法人に支配されていないことは、次のア、及びイ、に該当していることを指します。
ア、申請人以外の単独の法人が株式総数又は出資総額の1/2以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。
イ、申請人以外の複数の法人が株式総数又は出資総額の2/3以上に相当する株式又は出資金を有していないこと。

個人事業主

要件

以下I.～V.のいずれかに該当していること

- I. **中小企業** の **要件1** の従業員数を満たしている個人事業主
- II. 従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下）の個人事業主
- III. 事業開始後10年を経過していない個人事業主
- IV. 事業税が課されていない個人事業主
- V. 上記I.を満たし、かつ、**福島関連中小企業** の **要件2**、**要件3** を満たす個人事業主

措置内容

上記I.～V.に応じて、それぞれ以下の措置が受けられます。

- I. 全て1/2に軽減（**中小企業** の措置内容と同一）
- II. 全て1/3に軽減（**小規模企業** の措置内容と同一）
- III. 全て1/3に軽減（**中小スタートアップ企業** の措置内容と同一）
- IV. 国内出願のみ1/2に軽減（**法人税非課税中小企業** の措置内容と同一）
- V. 全て1/4に軽減（**福島関連中小企業** の措置内容と同一）

個人

要件

以下I.～III.のいずれかに該当していること

- I. 所得税が課されていないこと
- II. 生活保護を受けていること
- III. 市町村民税が課されていないこと

措置内容

<国内出願>

出願審査請求料 : **免除**または1/2に軽減*

特許料（1～3年） : **免除**または1/2に軽減*

特許料（4～10年） : **1/2**に軽減

<PCT国際出願>

対象外

*I.のみを満たす場合、1/2に軽減
II., III.のいずれかを満たす場合、免除

試験研究機関等

要件

以下のいずれかに該当するもの

大学等研究者※1

大学等※2

承認TLO※3

独立行政法人等※4

試験独法関連TLO※5

公設試験研究機関を
設置する者※6

試験研究地方独立行政法人※7

※1 大学・高等専門学校の学長、教授、講師または専ら研究に従事する職員等

※2 大学若しくは高等専門学校を設置する者または大学共同利用機関法人

※3 TLO法第4条第1項の承認を受けた実施計画に係る同法第2条第1項に規定する特定大学技術移転事業を実施する者

※4 独立行政法人等のうち試験研究に関する業務を行なうものであって、特許法施行令の別表に掲げるもの

※5 上記独立行政法人等の研究成果に係る特許権等を移転する事業を行なう者

※6 公設試験研究機関を有する地方公共団体

※7 地方独立行政法人のうち試験研究に関する業務を行なう者

措置内容

<国内出願>

出願審査請求料 : 1/2に軽減

特許料 (1~10年) : 1/2に軽減

<PCT国際出願> ※PCT国際出願に係る手数料の場合、日本語でPCT国際出願をする場合に対象となります。

送付手数料・調査手数料 : 1/2に軽減

予備審査手数料 : 1/2に軽減

国際出願手数料 : 納付金額の1/2相当額を交付

取扱手数料 : 納付金額の1/2相当額を交付

出願審査請求料・特許料の減免申請方法

特許査定



出願審査
請求書



特許料納付書
(1~3年目分)



特許料納付書
(4年目分)



特許料納付書
(10年目分)

出願審査請求料の減免を受ける際には、手数料に関する特記事項に減免を受ける旨及び減免申請書の提出を省略する旨を記載します。

■特許料の減免を受ける場合

特許料納付書の【特許出願人】又は【特許権者】の欄に、【住所又は居所】又は【識別番号】、及び【氏名又は名称】を記載し、【特許料等に関する特記事項】に、減免を受ける旨及び減免申請書の提出を省略する旨を記載します。

■1~3年分の特許料の全額免除を受ける場合

「特許料減免申請書」を提出してください（特許料納付書の提出は不要）。(注意)

軽減を受ける場合は、特許料納付書に都度上記記載が必要になります。

料金減免申請時に、証明書類を提出する必要はありません。

申請人

出願審査請求書
／特許料納付書
+ 特記事項への記入

特
許
庁

減免を受ける旨の記載内容、
共同出願における審査請求書・
納付書への記載方法など
詳細な料金減免申請方法は[こちら](#)
(特許庁ホームページ)



料金減免制度に関する Q&A

ユーザーの皆様からよく寄せられる質問と回答をまとめました。

出願審査請求料と特許料の減免申請はいつ行えますか？

「出願審査請求書」又は「特許料納付書」の提出と同時に行う必要があります。提出後に申請（特記事項の追記）を行うことはできませんのでご注意ください。

PCT国際出願の料金軽減申請の手続はどうすればよいですか？

PCT国際出願の願書と同時に軽減申請書を提出すれば、送付手数料と調査手数料に関する軽減を受けることができます。

また、予備審査請求書と同時に軽減申請書を提出すれば、予備審査手数料に関する軽減を受けることができます。

いずれの場合も、軽減申請時に証明書を提出する必要はありませんが、軽減申請書は必ず提出していただく必要があります。

なお、軽減制度と同様の要件を満たすことで、国際出願手数料と取扱手数料に関しては、国際出願促進交付金の交付措置を受けることができます。

(2024年1月1日以降に行う日本語でなされた国際出願又は予備審査請求については、手続時に、これら手数料の1/2、1/3、1/4に相当する金額を納付することが可能となります。手続方法などの詳細については、特許庁ホームページをご確認ください。)



1/3に軽減される場合、1円未満の端数が生じることがあると思うのですが、この場合、端数は切り捨てですか、切り上げですか？

1/3に軽減後の額に端数が生じた場合、10円未満の端数は切り捨てた額で納付してください。

(例) 出願審査請求料が158,000円の場合

$$158,000 \text{円} \times 1/3 = 52,666.666\cdots \text{円}$$
$$\rightarrow 52,660 \text{円}$$

大企業と中小企業の2者による共同出願で、中小企業が料金軽減の要件を満たしています。この場合、制度を利用することができますか？

中小企業が料金軽減申請を行うことで、中小企業の持分に応じた金額が軽減されます。

当該中小企業等の料金減免制度は、どの案件が適用対象ですか？

2019年4月1日以降に出願審査請求・PCT国際出願をする案件が適用対象になります。

2019年3月31日以前に出願審査請求をした案件についても減免制度がございますが、対象者や手續が異なりますので、詳しくは特許庁ホームページをご確認ください。

